別表第二の備考に次のように加える。

八　この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

附　則

この省令は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、第十六条の改正規定は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

二　予測地域 対象飛行場設置等事業実施区域 三　予測対象時期等 工事期間	